

私学助成制度の充実強化等を求める意見書

本県の私立中学校及び高等学校は、建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある質の高い教育を展開し、公教育の発展に大きな役割を果たしている。

現在、我が国では、深刻な少子化が急速に進行しており、本県及び我が国がこれからも発展していくためには、将来を担うこどもたちの資質・能力の育成が、これまで以上に重要である。学校教育が果たすべき役割がますます増大する中、私立中学校・高等学校には様々な課題が山積しており、もはや自助努力では対応できない状況になっている。

まず、私立高等学校等経常費助成費補助金について、一般補助では、教員の維持・確保に必要な経費の増大や政府が掲げる物価高を上回る所得の増加に対応するには到底足りず、大幅な拡充が急務である。特別補助についても、障がいのある生徒の介助者、ICT支援員など様々な支援員補助の拡充強化が望まれる。

私立高等学校等就学支援金を巡っては、拡大する地域間格差の解消に向けた国庫補助額の大幅な増額や、私立中学生に対する就学支援金制度の創設が求められている。また、保護者の教育費負担を軽減するための施策の実施も必要である。

そのほか、ICT環境の整備、学校施設の耐震化・高機能化への対応のため補助率を公立学校と同等にすること、また、グローバル人材育成のための私立高等学校生徒の海外留学・海外修学旅行などの支援の拡充、外国人生徒受入れに対する支援の拡充も必要不可欠である。こうした課題は、本県を含む全国の私立中学校・高等学校が等しく抱えているものであり、その解決には、国による全面的な財政支援及び制度の整備が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、私立学校における教育の重要性に鑑み、教育基本法第八条の「私立学校教育の振興」及び私立学校振興助成法第一条の「私立学校の教育条件の維持及び向上並びに修学上の経済的負担の軽減」の趣旨にのっとり、私学助成に係る国庫補助制度をはじめとする様々な支援の一層の充実強化を図るよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和六年九月二十四日

大分県議会議長 嶋

幸 一

衆議院議長	額賀福志郎
参議院議長	尾辻秀久
内閣総理大臣	岸田文雄
総務大臣	松本剛明
財務大臣	鈴木俊一
文部科学大臣	盛山正仁
内閣府特命担当大臣(こども政策)	加藤鮎子